

東京都台東区公契約条例施行規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、東京都台東区公契約条例（令和5年12月台東区条例第56号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用 語)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(適用範囲)

第3条 条例第2条第3号イの規則で定める契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 建物清掃業務に関する契約
- (2) 学校等の用務業務に関する契約
- (3) 建物総合管理業務に関する契約
- (4) 警備業務（機械警備業務を除く。）に関する契約
- (5) 施設の受付の業務に関する契約
- (6) 給食調理業務に関する契約
- (7) 前各号に掲げるもののほか、東京都台東区長（以下「区長」という。）が必要と認める契約

(賃金等の換算方法)

第4条 条例第7条第2項の規則で定める方法は、最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第2条の規定を準用する。

(労働条件等の報告)

第5条 条例別表5の項の規定による報告は、次に掲げる事項を
区長が指定する日までに行わなければならない。

- (1) 特定労働者等に係る雇用契約の締結の状況及び就業規則
- (2) 特定労働者等に対する賃金等の支払の状況
- (3) 特定労働者等の労働時間の管理の状況
- (4) 安全衛生の管理の状況
- (5) 約定事項の遵守の状況
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 特定受注者は、前項の規定により報告した事項に変更があつたときは、速やかに区長に報告しなければならない。

(身分証明書)

第6条 条例第12条第2項の規定による身分を示す証明書は、
身分証明書(別記様式)とする。

(公表)

第7条 条例第15条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項を台東区公式ホームページへ掲載する等の方法により行うものとする。

- (1) 特定公契約の件名及び締結の日(指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る公の施設の名称及び指定管理者の指定の日)
- (2) 特定受注者又は特定受注関係者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (3) 特定公契約を解除した場合にあっては、その日(指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る指定管理者の指

定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた日) 及びその理由

(4) 特定公契約の契約期間の終了後に特定受注者又は特定受注関係者が条例第7条第1項又は第9条の規定による特定公契約の定めに違反していたことが判明した場合にあっては、違反の内容

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
(審議会の会長)

第8条 条例第16条に規定する審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の招集及び会議)

第9条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、区長が行う。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

5 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。